

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、エスリード株式会社と称し、英文では、ESLEAD CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
- (2) 宅地建物取引業
- (3) 不動産の取引に関する研究、コンサルタント業
- (4) 不動産利用に関する企画・設計
- (5) テナントの募集
- (6) 建築工事及び設備工事
- (7) 室内装飾の設計、監理、施工
- (8) 損害保険代理業
- (9) 飲食店の経営
- (10) 広告、宣伝の企画・制作及び販売
- (11) 生命保険の募集に関する業務
- (12) 駐車場の経営並びに管理
- (13) 介護用品、介護機器の売買、賃貸、仲介、修理並びに設置工事
- (14) 不動産投資顧問業
- (15) 金銭の貸付、金銭の媒介及び保証業務
- (16) 銀行の代理店業務
- (17) 建築物の設計及び工事監理
- (18) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
- (19) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業
- (20) 前記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 大阪市 に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、61,862,400株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができる。

2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取・売渡、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、

その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項とその他定款に定めがある場合にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の終了の翌日から3か月以内に、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に定めるもののほか、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に定めるもののほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、法令又は定款に定めるもののほか、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(役付取締役の職務範囲)

第24条 取締役社長は取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。

2 取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は各々取締役社長を補佐し、定められた業務を分掌処理し、かつ会社の日常業務を執行する。

3 取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長に事故があるときは、取締役社長に代わって業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に定めるもののほか、取締役社長が招集し、その議長となる。
ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日日の3日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができ、又は取締役全員の同意があるときは省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議の目的である事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任限定)

第33条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423

条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に定めるもののほか、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(監査役の責任免除)

附則 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第24回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。